

# 徳島県動物愛護管理推進計画

～人と動物がともに暮らせる うるおいと喜びのある地域づくり～

(案)

徳島県

(平成26年 月改定)



はじめに	1
第1 動物愛護管理推進計画の策定	2
1 計画の目的	
2 策定の根拠	
3 計画期間	
第2 動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な方針	2
1 連携、協働による施策の推進	2
2 飼い主責任の徹底	2
3 地域における取組みに対する支援	3
4 致死処分頭数減少の取組み	3
5 学校における望ましい動物飼育の推進	3
6 動物取扱事業者等に対する啓蒙啓発の推進	4
7 災害時の動物救護対策の推進	4
8 人と動物の共通感染症に関する普及啓発	4
第3 徳島県の課題と取組み	5
1 これまでの課題と取組み	5
2 各機関、団体等の役割	5
(1) 徳島県の役割	5
(2) 市町村の役割	5
(3) 飼い主の役割	5
(4) 動物取扱業者の役割	5
(5) 獣医師の役割	6
(6) 県民の役割	6
(7) 動物愛護推進員の役割	6
(8) 動物愛護団体等の役割	6
(9) 教育機関の役割	6
第4 施策別取組み	7
1 連携、協働による施策の推進	7
2 飼い主責任の徹底	7
(1) 犬の登録と狂犬病予防注射	8
(2) 犬猫等による迷惑行為	10
(3) みだりな繁殖の防止	11
(4) 飼い主からの引取り	12
(5) 飼い主への返還	13
(6) 動物遺棄・虐待防止	13
3 地域における取組みに対する支援	14
(1) 地域猫活動の普及推進	14
(2) 人材育成	15
(3) 市町村への支援	15

4	致死処分頭数減少の取組み	15
	(1) 野良犬・野良猫対策	16
	(2) 犬・猫の収容及び処分頭数の削減	16
	(3) 譲渡の推進	16
5	学校における望ましい動物飼育の推進	19
6	動物取扱事業者等に対する啓蒙啓発の推進	20
7	災害時の動物の救護	21
8	人と動物の共通感染症に関する普及啓発	22
第5	点検及び見直し	23

## はじめに

少子高齢化や核家族化が進行する中で、県民の愛玩動物に対する関心は高く、それぞれの家庭では犬、猫をはじめ、さまざまな種類の動物を飼うようになり、コンパニオンアニマル（伴侶動物）と呼ばれるように、単なる愛玩ではなく、家族の一員あるいは人生のパートナーとして、心の支えとする方々が増えています。

一方で、十分な知識のないまま安易に飼養を開始し、結果として、不適切な飼養や飼養放棄につながり、近隣とのトラブルや虐待、遺棄等の問題を起こしている例が少なくありません。

また、飼い主不明の犬や猫に対する無責任な餌やりに係るトラブルや一部の悪質な動物取扱業者で見られる不適切な管理等動物の愛護管理に関する問題は後を絶ちません。

徳島県の人口1万人あたりの犬猫の処分頭数は、全国の上位に位置しており、県民の動物愛護に対する実効ある啓発、また、動物の愛護や福祉を視点とした施策の展開が重要となっています。

このような動物愛護に係る取組みを具体的に推進するため、平成20年度を始期とした10カ年計画「徳島県動物愛護管理推進計画」を定め、徳島県動物愛護推進協議会において、関係団体と協議を行いながら、各施策に取り組んできました。

平成25年9月1日から、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号、以下「動物愛護法」という。）及び「基本指針」が改正施行されたことを受け、このたび、改正内容の趣旨と、これまでの取組みによる成果及び今後の課題を踏まえ、本計画の見直しを行いました。

本計画は、今後5年のうちに動物の愛護及び管理に関して、徳島県が到達すべき中間目標を示し、そのために実施すべき施策を明確にするもので、今後、動物の存在意義が高まるとともに、動物が地域社会において受け入れられるよう、より実効性がある施策を展開する必要があります。

今後、本計画による施策を確実に実行していくことで「人と動物がともに暮らせる、うるおいと喜びのある地域づくり」の実現を目指します。

## 第1 動物愛護管理推進計画の策定

### 1 計画の目的

「人と動物がともに暮らせる、うるおいと喜びのある地域づくり」の実現に向けて、徳島県が実施する施策の基本的方向性及び中長期的な目標を明確化するとともに、目標達成のための手段及び実施主体の設定等を行うことにより、計画的かつ統一的に施策を遂行すること等を目的としています。

### 2 策定の根拠

動物愛護法第6条に基づく計画であり、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」(最終改正：平成25年環境省告示第80号)に即しています。

### 3 計画期間

本計画の期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間とします。

なお、本計画は取組み目標の更なる進捗と、取り巻く状況の変化に適切に対応するため、策定後概ね5年を目途にその見直しを行うものとします。

## 第2 動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な方針

### 1 連携、協働による施策の推進

動物に係る問題は、地域に密着した問題から広域的な問題まで様々であり、その対応には県だけでなく、市町村、動物愛護団体等多くの機関等が関わっています。

こうしたことから、「徳島県動物愛護推進協議会」を中心に、それぞれの機関や団体等の役割を明確にし、より一層の連携、協働体制を構築します。

また、地域で活動する「動物愛護推進員」及びボランティアの人材確保に努め、研修による人材育成を積極的に推進し、地域に根差した動物愛護及び適正管理を広げる必要があります。

### 2 飼い主責任の徹底

動物の飼い主には、「狂犬病予防法」に基づく登録と狂犬病予防注射の実施など「動物の愛護及び管理に関する法律」や「徳島県動物の愛護及び管理に関する条例」等関係法令を守るだけでなく、このような法令によって義務づけられていなくても周辺住民や通行人に迷惑をかけないように配慮するマナー、すなわち社会的責任が求められます。

また、飼っている動物に対する責任として、動物の本能や習性を理解した上で、家族の一員として最後まで面倒を見なければなりません。可愛いからといった安易な動機で飼い始めるのではなく、飼い主の年齢、家族構成、住宅の状況、周辺の環境、さらに経済的な負担などについて考慮し、最後まで飼うことができるかどうかを家族で十分に検討する必要があります。犬や猫は十数年から二十年近く生きます。

このように動物の寿命を考慮する必要もあります。

具体的な事項として、不妊去勢手術による望まない繁殖の防止、しつけ、所有明示措置、糞尿の後始末等が挙げられますが、責任の所在を明らかにする所有明示措置については、飼い主の意識の向上を通じて遺棄や逸走の防止に寄与し、迷子動物の減少につながるものであることから、マイクロチップ等による個体識別措置の実施数の推進を図ります。

こうした飼い主責任を徹底していくことで、動物に関する種々の問題を減らすことができるだけでなく、致死処分頭数の減少につながるものと考えます。

### 3 地域における取組みに対する支援

動物に関する問題は、都市・市街化地域や農山村地域など地域によって多種多様であり、その解決方法も、それぞれの地域で異なります。

とりわけ、動物の多頭飼育や野良犬・野良猫等に対する無責任な餌やり行為など犬猫等による迷惑行為を誘発する問題に対して地域における自発的な問題解決の推進を図る必要があります。

このため、地域における取組みや問題解決の核となる動物愛護推進員やボランティア等の育成及び活動の推進が重要であることから、「災害時のペット対策」「猫適正飼養ガイドライン」等の活用により、地域における活動を支援します。

### 4 致死処分頭数減少の取組み

徳島県における人口1万人あたりの犬・猫の致死処分頭数は、動物愛護管理センターを開所した平成15年度には、全国1位の125.5頭でした。平成24年度は41.0頭と約3分の1に減少していますが、なお全国上位に留まっております。

動物の命を大切にすることは、動物愛護の観点から重要であることはもとより、社会における生命の尊重につながるものであり、思いやりのある関係作り・地域づくりにつながるものであります。

これら動物の致死処分頭数の減少を図ることは、本県の最も重要な課題です。

致死処分される猫の全て及び犬の約4割が行政に引取り依頼されたものであり、その他の犬猫も県民のモラル、知識の不足、愛護精神の欠如などに起因するみだりな繁殖、不適切な管理や遺棄、安易な餌やり行為などが招いた結果収容されたものです。

これらのことから、みだりな繁殖の防止(不妊・去勢の推進を含む)、終生飼養をはじめとする動物の適正飼養に係る飼い主責任を徹底させることによって、平成20年度から平成29年度までの10年間で10分の1への削減を目指します。

また、譲渡の推進、所有明示措置の推進等による迷子動物の返還の効率化を図るとともに、その他の施策との相互効果により致死処分数の減少を図ります。

### 5 学校における望ましい動物飼育の推進

子どもに学校内外で多様な体験の機会を提供していくことは、子どもの豊かな心を育てるとともに学ぶ意欲を高め、生きる力を育むことにつながります。

動物の飼育を行うことにより対象動物に愛着心が湧き、かけがえのない命を持つ

ていることを実感し、生命の尊重の心や情操の涵養へとつながっていくことが期待され、多くの幼稚園・小学校で動物が飼育されています。

一方、正しい知識の欠如から、適正な飼い方が行えていなかったり、感染症に関する対策が不十分な状況も見受けられます。

このことから、学校飼育動物に対する適切な支援を行うため、関係機関が連携し学校飼育動物ネットワーク事業を推進いたします。

## 6 動物取扱事業者等に対する啓蒙啓発の推進

動物取扱事業者、とりわけ動物販売等を行う事業者は、県民がペット動物を飼養する際に、動物を提供する立場にあることから、飼い主が、動物を飼うにあたって大きな影響を与えます。

これら事業者に対し動物の取扱い、動物愛護等に係る正しい知識の付与を行うことが重要であり、動物愛護監視員による定期的な立入調査や動物取扱責任者研修等を有効活用し、これら事業者に対し適切な啓蒙啓発を行います。

## 7 災害時の動物救護対策の推進

風水害発生時や震災時における動物対策として、県の地域防災計画においては、獣医師会、動物愛護団体等の協力を求め被災動物の保護や治療を行うこととしていますが、同行避難のためには飼育者の日頃からの備えと避難所での受け入れ体制の整備が重要です。また、迷子動物や避難所に連れて行くことができない動物の一時預かりや里親制度など具体的な連携策が必要です。

また、県では、緊急用の犬猫等の餌の備蓄に努めていますが、災害の規模や状況を踏まえ動物の治療や保護など救護・支援体制の整備が必要であることから、市町村や関係機関との連携のもとに、これら対策を具体的に推進いたします。

## 8 人と動物の共通感染症に関する普及啓発

人と動物の共通感染症は、ペストや狂犬病のように昔から広く認知されているものの他に、これまで知られていなかった新しい病気が次々に見つかっており、世界保健機構（WHO）で確認されている特に重要なものでも、200種類以上あるといわれています。

また、最近では人と動物が家族の一員として、また、学校や社会においても密接に接する機会も多く、動物から人へ、人から動物へと様々な疾病が伝搬され問題となっています。

人と動物が共存し、より良い関係を築いていく条件の一つとして、人も動物も健康で健全であることが大切です。

このため、人と動物の共通感染症に対する正しい知識の付与、普及啓発の推進が課題となっています。

また、これら感染症に対する自治体・医師会・獣医師会その他関係機関との連携も十分ではなく、関係機関の速やかな連携体制の構築が必要です。



### 第3 徳島県の課題と取組み

#### 1 これまでの課題と取組み

本県では、動物愛護に関する県民の意識向上を図るために、平成13年度に徳島県動物の愛護及び管理に関する条例の制定を行うとともに、拠点施設として平成15年度には、動物愛護管理センターを設置し、様々な啓発活動に取り組んでいます。

また、平成17年には同条例を改正し、平成18年6月より安易な犬猫の飼養放棄を防ぐため、犬猫の引取りについて有料化を図りました。

しかしながら、本県では、動物愛護管理センター及び総合県民局に収容された犬猫の処分数が、人口比全国上位であることが常態化しており、飼い主による繁殖制限の不徹底、動物遺棄及び無責任な餌やり行為による野良犬等の集団化など課題も多くあります。

また、平成24年の動物の愛護及び管理に関する法律の改正により、飼い主の責務事項として「終生飼養」が追記されるとともに、動物取扱業への規制の強化、遺棄・虐待等の罰則の強化がなされました。

しかしながら、動物愛護管理センター及び総合県民局等に寄せられる犬・猫に関する苦情申立は多く、依然県民のモラルは低い状況下であり、今後更なる人材育成や関係機関の連携強化等を図る為の官民一体となった組織づくりが必要となっています。

#### 2 各機関、団体等の役割

##### (1) 徳島県の役割

「動物の愛護及び管理に関する法律」第6条に規定される「動物愛護管理推進計画」の策定をはじめとし、動物愛護に係る方向性を示し、広域的な事業の企画・実施、普及啓発、国・関係機関との連絡調整、危機管理対応、情報発信等動物愛護に係る事業を積極的に推進するとともに、動物愛護推進員等ボランティア等の行う地域活動については、市町村及び関係団体と連携して支援します。

##### (2) 市町村の役割

地域的な動物愛護関係事業の企画・実施、普及啓発、地域に密着した苦情・相談への対応、地元動物愛護推進員等ボランティアとの連携・支援を行います。また、市町村の段階における災害時の動物対策の検討が必要となっています。

##### (3) 飼い主の役割

動物を飼う前からその動物の生理、習性を理解し、飼い始めたら最後まで面倒を見るといった「終生飼養」や、「繁殖制限措置」、「逸走防止」など、飼っている動物に対する責任と、法令を遵守するとともに他人に迷惑をかけない等の社会に対する責任を果たす必要があります。

さらに、飼い主一人ひとりがきちんと飼い主責任を果たし、それぞれの見本となることで、全体への普及が望まれます。

##### (4) 動物取扱業者等の役割

関係法令等を遵守することはもちろんですが、まずは自らが動物の飼養者としての責任を果たし、さらには、動物を飼おうとする人へ適切なアドバイスを行うことによって飼い主責任が果たされるよう指導していく立場にあります。

(5) 獣医師の役割

獣医師は、動物に関して専門的な知識を有し、疾病及びケガの予防又は治療に携わるだけでなく、人と動物の共通感染症予防についても重要な役割を担っています。

また、動物の繁殖制限措置や適正飼養について、飼い主への正しい知識の普及啓発と助言を行うことが求められます。

(6) 県民の役割

動物愛護思想への正しい理解と人と動物の共通感染症に関する正しい知識の習得、地域活動に対する住民相互の理解と支援、協力等を行うことによって、人と動物がともに暮らせる、うるおいと喜びのある地域づくりを進めることができます。

(7) 動物愛護推進員の役割

地域における動物愛護の中心的な役割を果たすことが期待されており、動物愛護法第38条には以下の活動を行うことが記されています。

- ① 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。
- ② 住民の求めに応じた、犬、猫等のみだりな繁殖の防止措置等（不妊去勢手術を含む）に関する必要な助言をすること。
- ③ 飼い主に対して犬、猫等の譲渡のあっせん、その他必要な支援をすること。
- ④ 動物の愛護と適正な飼養の推進のために県が行う施策への必要な協力をすること。
- ⑤ 災害時において、国、県及び市町村等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をすること。

(8) 動物愛護団体等の役割

それぞれの地域で動物愛護活動を行っているので、役割としては推進員と共通します。行政等との連携、協力により、人と動物が共生できる社会づくりを推進していく必要があります。

(9) 教育機関の役割

学校で飼育される動物とのふれあいや適正な飼養管理についての教育活動や、学校における情操教育として、関係機関との連携に取り組むことが望まれます。

## 第4 施策別取組み

### 1 連携、協働による施策の推進

#### 目標

行政・住民・各団体が一体となって、地域住民の取組みを促し、動物愛護を基調として互いに尊敬し合い、配慮のできる地域社会を構築します。

#### これまでの取組み

- (1) 平成19年度に、県、市町村、教育委員会、獣医師会、動物愛護団体等による「徳島県動物愛護推進協議会」を設立し、本県における動物愛護と適正管理の推進について、それぞれの立場からの連携、協働体制を構築しました。
- (2) 平成20年度から、地域で活動する「動物愛護推進員」を委嘱し、イベント、啓発パネル展、地域猫活動の推進、譲渡の推進など協働事業を展開しています。

#### 課題

- (1) 施策推進のためには、行政、ボランティア、関係団体等の連携を深め、さらにすそ野を拡大していく必要があります。
- (2) 動物愛護推進員については、県内全市町村におけるバランスのとれた委嘱と、その活動に応じた知識や技術の習得及び協働のための意見交換の場が必要です。

#### 今後の取組み

- (1) 徳島県動物愛護推進協議会を中心として、官民協働での施策推進のため、各団体との連携を深めます。
- (2) 動物愛護推進員及びボランティアの更なる人材確保と育成を図り、全市町村における動物愛護推進員の委嘱により、地域における活動の推進と、地域に根差した動物愛護及び適正飼養を広げます。
- (3) 飲食店・宿泊施設などの事業者団体などへ、動物愛護に係る普及啓発を行い、とりわけ盲導犬・聴導犬・介助犬などを含む動物の社会における受入れ体制も整備を図ります。
- (4) 後進の育成として、次世代を担う学生ボランティア制度の導入と参画を図ります。

年度	24	25	26		30	31以降
動物愛護推進員委嘱数	54名			→	70名	内容の評価と
ボランティア登録数	21名	35名	50名	→	80名	見直し

## 2 飼い主責任の徹底

### 目標

飼い主が責任をもって適正に飼育することによって、野良犬・野良猫などの不幸な動物がいない社会を構築します。

また、動物に関わる迷惑行為をなくし、動物が地域に受け入れられる「人と動物がともに暮らせる」うるおいと喜びのある地域社会を構築します。

### (1) 犬の登録と狂犬病予防注射

#### これまでの取組み

市町村及び獣医師会と連携のもと、飼い主に対する指導及び啓発を継続しています。また、県・市町村担当者及び臨床獣医師による担当者会議を開催し、登録及び狂犬病予防注射の推進のための協議を行うとともに、狂犬病技術研修を実施し、狂犬病への理解を深めました。

#### 課題

犬の新規登録頭数は年々減少し、また、狂犬病予防注射接種率も低下しています。

国内への狂犬病侵入時に備え、飼い主への犬の登録と狂犬病予防注射の徹底を行うとともに、市町村において、実態飼育頭数に見合った登録原簿を作成する必要があります。(表1、図1、図2)

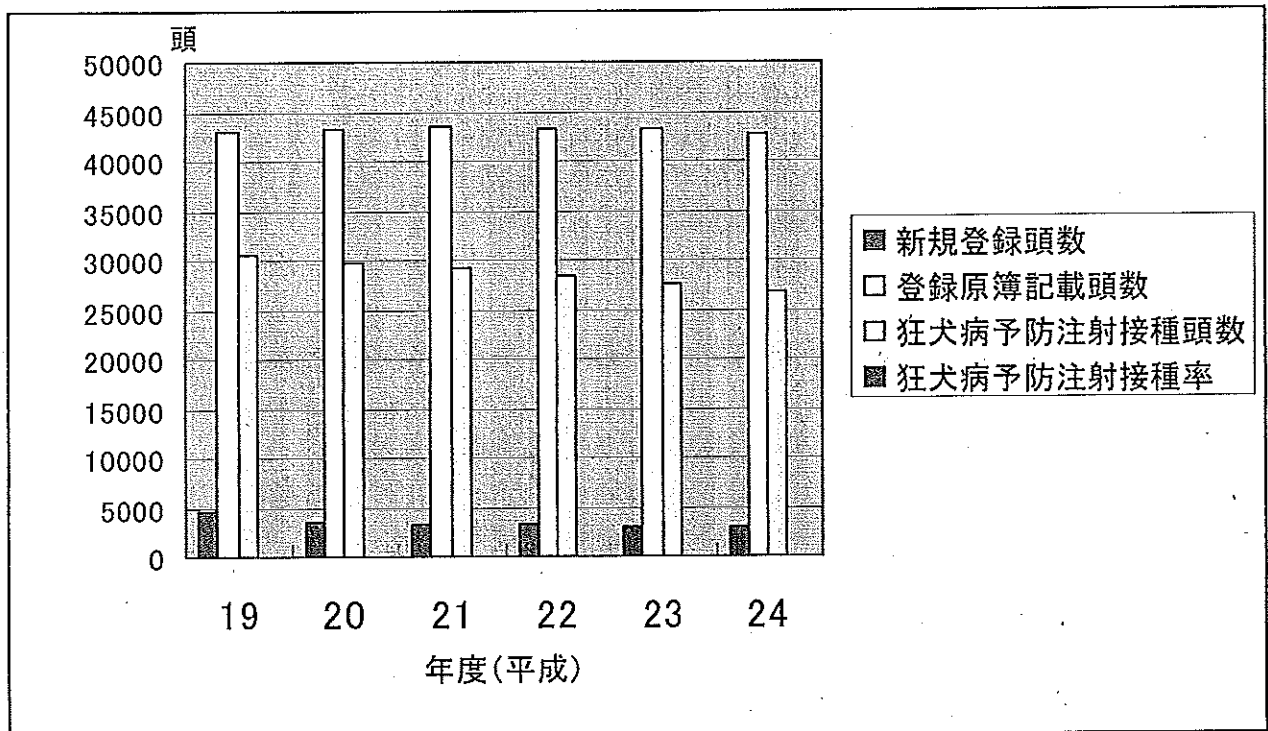
#### 今後の取組み

- ①市町村、獣医師会と連携のもと、広報、ホームページ、リーフレットなどを利用して、県民へ「狂犬病」に対する正しい知識の普及啓発を広く行います。
- ②犬を販売する動物取扱事業所においても、登録・注射を推進する体制の整備に取り組みます。
- ③市町村と連携し、犬の飼育実態に見合った登録簿の作成に努めます。

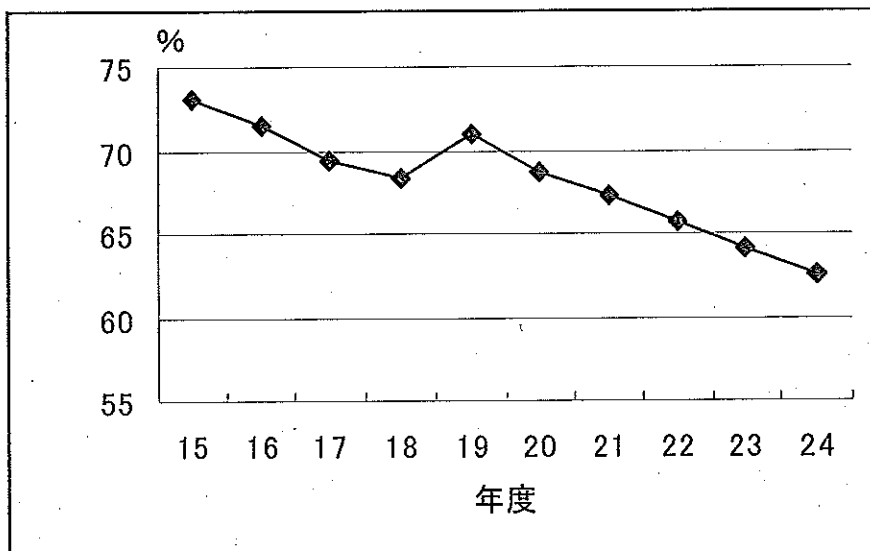
(表1) 年度別犬の登録・狂犬病予防注射接種状況

年度(平成)	19	20	21	22	23	24
新規登録頭数	4471	3618	3264	3208	2970	2980
登録原簿記載頭数	42874	43309	43451	43227	43163	43028
狂犬病予防注射接種頭数	30427	29741	29238	28400	27652	26803
狂犬病予防注射接種率(%)	70.97	68.67	67.29	65.70	64.06	62.29

(図1) 狂犬病予防法に基づく犬の登録頭数及び狂犬病予防注射接種率の推移



(図2) 狂犬病予防注射接種率



70%以上のワクチン接種がないと、狂犬病のまん延が心配されています。

(2) 犬猫等による迷惑行為

これまでの取組み

近年は多頭飼育化(2頭以上)の傾向も増えており、動物の不適切な飼い方による迷惑行為が後を絶たず、犬による苦情だけで年間 3000 件を超えており、さらに、猫の糞尿による悪臭苦情、鳴き声その他の苦情も年間約 800 件と増加傾向にあります。

本県では、これらの苦情について、動物愛護管理センター及び総合県民局に配属される動物愛護監視員が所有者等へ指導を行っております。

また、平成 21 年度に「猫適正飼養ガイドライン」を策定し、猫の屋内飼養を推進するとともに、環境省「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」を活用した助言を行っております。

課題

周囲への迷惑防止のため、飼い主の適正な飼育に関するモラルの向上が必要です。特に、犬と違って、登録、係留などの法的規制のない猫については、屋内飼育と不妊去勢手術の更なる推進が必要です。

今後の取組み

- ①「しつけ方教室」の出張開催により、飼い主モラルの向上のため、積極的な啓発を行います。
- ②動物愛護監視員による、飼い主に対する指導を徹底します。
- ③市町村等と連携のもと、「猫適正飼養ガイドライン」による屋内飼育の推進について、リーフレット、ポスターにより広く周知を図ります。

(表2) 犬による被害及び苦情処理状況

年度	累計	野良犬が多い	放し飼い	家畜の被害	農作物の被害	犬の糞	犬の鳴き声	ゴミ・花壇被害	その他
19	6540	3391	521	34	185	107	152	148	2002
20	3366	1870	219	20	191	55	63	49	899
21	3127	1808	121	38	220	34	67	57	782
22	3309	1361	156	19	249	27	96	80	1321
23	3812	1255	221	67	302	100	64	50	1751
24	3801	1925	309	60	280	46	94	41	740

(表3) 猫による被害及び苦情処理状況

年度	累計	子猫・野良猫が多い	糞による被害	ゴミ・花壇の被害	餌やりがしている	その他
23	828	431	148	64	98	87
24	1131	585	197	41	173	134

### (3) みだりな繁殖の防止（不妊去勢）等の推進

#### これまでの取組み

平成 21 年度に「動物愛護管理適正化推進事業」を創設し、市町村及び県獣医師会との連携により、不妊・去勢手術の推進に取り組んできました。その結果、平成 24 年度は 21 市町村で不妊去勢手術の助成制度が導入されています。(表 4)

動物愛護管理センターにおけるふれあい教室やしつけ方教室、動物愛護のつどいなど各種事業での啓発、ポスターやラジオ広報、新聞広報や各種リーフレットなどへの掲載の他、市町村や獣医師会とも連携し、広報誌への掲載などを通じて不妊去勢手術に係る啓発を行ってきました。

また、平成 24 年度から、動物愛護管理センターの譲渡動物については、譲渡前に不妊去勢手術を行うこととしました。

(表 4)

県下の不妊去勢にかかる助成制度の状況

平成 24 年度実績

(頭)

機 関 名	計	犬	猫
(公社)徳島県獣医師会	184	18	166
徳 島 市	200	82	118
阿 南 市	45	14	31
吉野川市	30	6	24
阿 波 市	29	6	23
美 馬 市	37	9	28
三 好 市	12	3	9
上 勝 町	5	5	0
佐那河内村	12	0	12
石 井 町	30	3	27
神 山 町	10	1	9
那 賀 町	8	1	7
美 波 町	10	2	8
海 陽 町	15	3	12
松 茂 町	17	5	12
北 島 町	26	7	19
つるぎ町	13	1	12
計	683	166	517

#### 課題

不妊去勢手術の推進のため、手術に関して、県民の理解を深めることが必要です。

#### 今後の取組み

①「不妊・去勢手術のメリット」について、県民の理解を深めるため、獣医師会の協力を得て、周知に努めます。

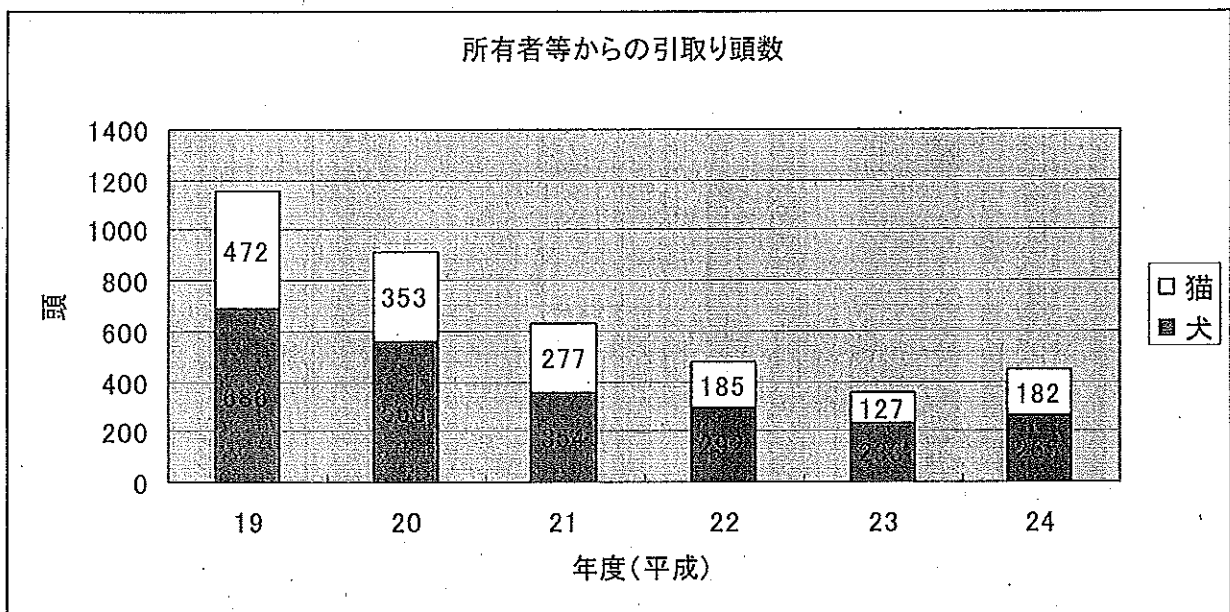
②動物愛護管理センターの譲渡動物及び譲渡会を通じ、飼い主に対して、繁殖制限措置の必要性への理解を深めます。

#### (4) 飼い主からの引取り

##### これまでの取組み

本県では、動物愛護管理センター、総合県民局及び市町村において犬猫の引取りを実施していますが、平成24年度の法改正を受け、引取頭数の削減のため、平成25年度「犬及び猫の引取りに関する取扱要綱」を定め、飼い主に対し、動物愛護法に規定される飼い主責務に反する場合の引取り依頼は拒否するとともに、動物愛護監視員による直接の指導を行っております。

(図3) 法35条第1項の規定による引取り頭数



##### 課題

飼い主からの引取りについては、年々減少傾向にはあるものの(図3)、依然として、不十分なしつけによる問題行動や、予期せぬ繁殖による引取り依頼があります。

また、近年は、飼い主の高齢化による引取り頭数が増加傾向にあります。

飼い主が、動物が命あるものとして、「終生飼養」の責務を認識することが重要であり、飼い主の高齢化に伴う、終生飼養の確保への支援が必要です。

##### 今後の取組み

①飼い主からの引取りに対しては、動物愛護監視員による指導を徹底するため、市町村での直接の引取りを行わないようにします。

②適正飼養に関する普及啓発として、動物関係団体及び動物愛護推進員との協働により、啓発パネル展の開催やリーフレットの配布を行います。

③飼い主がよく利用する動物取扱業者、ペット関連商品を取り扱う店舗、動物病院等の協力を得て、ポスター、パンフレット等を設置し、飼い主に直接アピールできる場所を広げていきます。



④飼い主の高齢化等により飼育継続が困難な場合について、終生飼養確保のための支援体制整備を図ります。

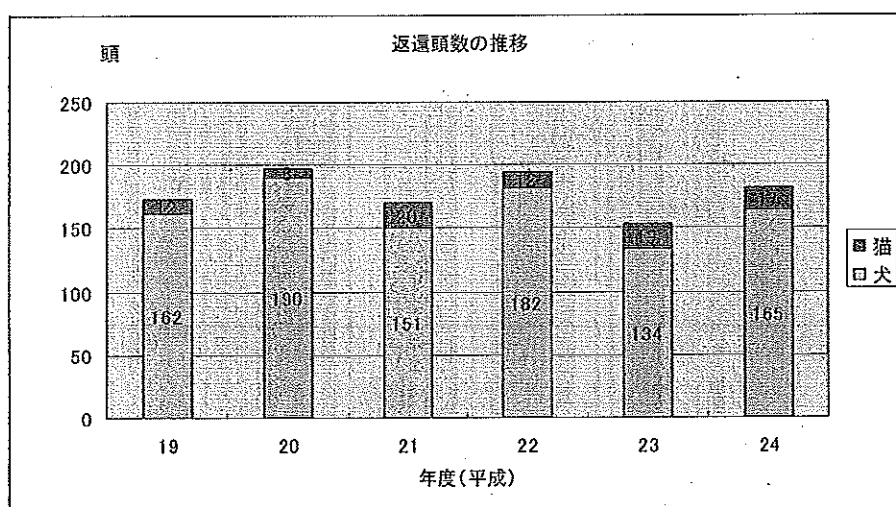
## (5) 飼い主への返還

### これまでの取組み

動物愛護管理センターに収容される犬・猫のうち、所有者明示がないが明らかに飼い主がいるであろうと推測されるものも少なくありません。

収容した動物の情報は、動物愛護管理センターホームページへ写真掲載するとともに、ケーブルテレビ等で収容動物の情報提供に努めていますが、飼い主への返還頭数に大きな変化はみられません（図4）。

(図4) 返還頭数の推移



### 課題

個体識別措置の推進とともに、逸走時の問い合わせ窓口の周知が必要です。

### 今後の取組み

- ①動物販売業者におけるマイクロチップ装着などの個体識別を推進します。
- ②インターネットの他、新聞や広報媒体を活用した問い合わせ窓口の周知に努め、迷子犬猫の返還率の向上に努めます。

	24年度実績	30年度目標
所有者不明引取犬 返還率	29.8%	60%

## (6) 動物遺棄・虐待防止対策

### これまでの取組み

動物愛護管理センター及び総合県民局等に収容される犬や猫のうち、明らかに遺棄が疑われる事例も少なくありません。

また、公園その他においても、愛護動物に対する虐待行為が見受けられるほか、飼い犬・猫においても、飼い主の適切な動物の飼い方に対する意識・知識の欠如から虐待と見受けられる事例があります。

遺棄・虐待防止については、警察の協力のもとパトロールを実施しているほか、啓発ポスターの配布、掲示に努めています。

#### 課題

飼い犬・猫の遺棄・虐待防止対策として、十分な啓発指導を行うことはもとより、警察や動物病院とも連携を強化した対応が必要です。

#### 今後の取組み

- ①遺棄が多い場所に注意看板等を設置したり、虐待を疑う事例が発生した場合には、地域の警察等関係機関と連携して対応するなど禁止行為の周知徹底を図ります。
- ②遺棄・虐待防止について、市町村や警察等との情報共有と協議の場を設けます。

### 3 地域における取組みに対する支援

#### 目標

行政・住民・各団体が一体となって地域住民の取組みを促し、動物愛護を基調として互いに尊重し合い、配慮のできる地域社会を構築します。

#### (1) 「地域猫活動」の普及推進

##### これまでの取組み

平成20年度に策定した「猫適正飼養ガイドライン」により、「地域猫活動」について定義するとともに、平成22年度から「地域における人と動物の共生支援モデル事業」を創設し、地域における飼い主のいない猫対策の一つとして、「地域猫活動」を支援しています。(表5)

(表5)

年度	地域猫活動登録地域	不妊去勢手術頭数
22	6地域	84頭
23	6地域	93頭
24	7地域	102頭

#### 課題

「地域猫活動」及び「猫の屋内飼育」への理解の地域格差があり、今後、市町村、獣医師会及び動物愛護推進員等ボランティアと連携を密にし、更なる推進が必要です。

#### 今後の取組み

獣医師会の協力を得て、市町村における「地域猫活動」地域の拡大と支援を行うことにより、猫の引取頭数の削減と、地域における飼い主のいない猫に起因する問題改善の推進及び地域の取組みを促します。

## (2) 人材育成

### これまでの取組み

平成 20 年度から地域に根差した動物愛護及び適正管理の推進のため、地域で活動する動物愛護推進員の委嘱を行うとともに、平成 23 年度から、ボランティア登録制度を創設し、人材の確保と育成を行っています。

### 課題

動物愛護推進員及びボランティアのスキルアップと活動推進のため、ネットワーク作りと情報交換の場を設けることが必要です。

### 今後の取組み

動物愛護推進員及びボランティアの研修会を開催するとともに、ネットワークを構築することにより、情報交換の場を提供し、活動の活性化を図ります。

## (3) 市町村への支援

### これまでの取組み

平成 21 年度から「動物愛護管理適正化推進事業」を創設し、地域における動物愛護の推進のため、市町村がモデル的に実施する事業について、支援制度を設けています。

### 課題

地域における愛護動物に関する問題について、地域住民が話しあい、改善するための支援の継続と市町村の働きかけが必要です。

### 今後の取組み

- ①愛護動物に係る出前講座を実施し、住民の知識・理解を深めます。
- ②市町村での取組みを推進するため、連携事業の実施や支援に努めます。

## 4. 致死処分頭数減少の取組み

### 目標

県民モラルの向上と動物愛護思想の醸成により、致死処分頭数の削減と譲渡率の向上を図ります。

### (1) 野良犬・野良猫対策

#### これまでの取組み

本県においては、無秩序な餌やり行為による野良犬及び野良猫の群れが県内に多数存在しており、そこから生まれてきている子犬・子猫の収容が多くなっています。

この恣意的な餌やり行為などに対し、動物愛護監視員により直接指導を行っており

ますが、指導の中で平行線となることが多く、解決に至らないのが現状です。

#### 課題

野良犬・野良猫の繁殖の原因を取り除くため、本県の現状を多くの方に周知し、理解していただくことが必要です。

#### 今後の取組み

県内各地での啓発パネル展の開催と、動物愛護管理センターへの施設見学を積極的に受け入れることにより、現状について広く県民への周知と啓発を行います。

### (2) 犬・猫の収容及び処分頭数の削減

#### これまでの取組み

捕獲・引取頭数は、平成10年度に1万頭を超えており、平成15年度に動物愛護管理センターを設置し、動物愛護の推進にかかる普及啓発に努め、平成20年度からの10年間で犬猫の処分頭数を1/10（平成19年度比）に、減ずることを目標として取り組んでいます。

犬は、狂犬病予防法及び徳島県動物の愛護及び管理に関する条例に基づく放浪犬の収容や係留指導を徹底した結果、収容頭数が削減しています。

しかしながら、猫の収容処分頭数は、犬ほどの削減はみられません。（図6）

#### 課題

致死処分頭数を削減するためには、引取り等による収容頭数を削減しなければなりません。適正な繁殖指導、捨て犬・猫対策及び終生飼養に係る啓発の推進並びに、市町村、関係団体との更なる連携と、多方面からの対策が必要です。

#### 今後の取組み

市町村をはじめとする関係団体と、「実務者会議」を開催し、野良犬・野良猫対策、飼い主への啓発などについて協議し、連携強化のもと、収容頭数の削減と致死処分頭数の削減に努めます。

年度(平成)	26	27	28	29	30
致死処分頭数削減目標	1,500頭	1,100頭	800頭	600頭	540頭

### (3) 譲渡の推進

#### これまでの取組み

動物愛護管理センター譲渡会の周知、広報に取り組むとともに、一般県民への譲渡だけでなく、動物愛護推進員、動物関係団体等との連携により譲渡の推進に努め

ました。

**課題**

譲渡に適した犬・猫全てを譲渡できていないのが現状であり、特に成犬譲渡への県民の理解を深めることと、譲渡事業の更なる周知が必要です。

**今後の取組み**

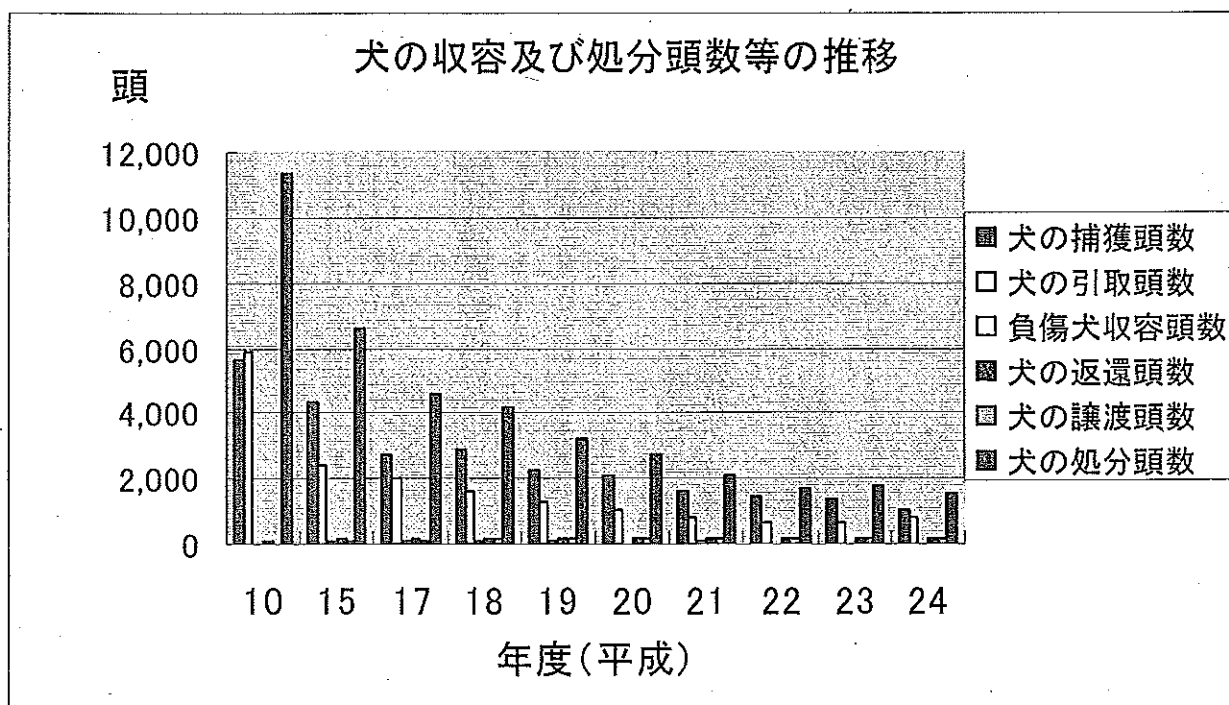
- ①出張譲渡講習会の開催により、譲渡会の周知と譲渡事業への理解を深めます。
- ②他自治体との連携による譲渡を模索します。

	平成24年度実績	平成30年度目標
犬の譲渡率	7.2%	30%
猫の譲渡率	1.0%	5%

(表6) 犬の収容及び処分頭数の推移

年度(平成)	19	20	21	22	23	24
犬の捕獲頭数	2,218	2,062	1,579	1,415	1,336	1,012
犬の引取頭数	1,304	1,023	797	619	684	785
負傷犬収容頭数	47	36	44	36	37	34
犬の返還頭数	162	190	151	182	134	165
犬の譲渡頭数	162	174	181	166	135	132
犬の処分頭数	3,245	2,757	2,088	1,722	1,788	1,534

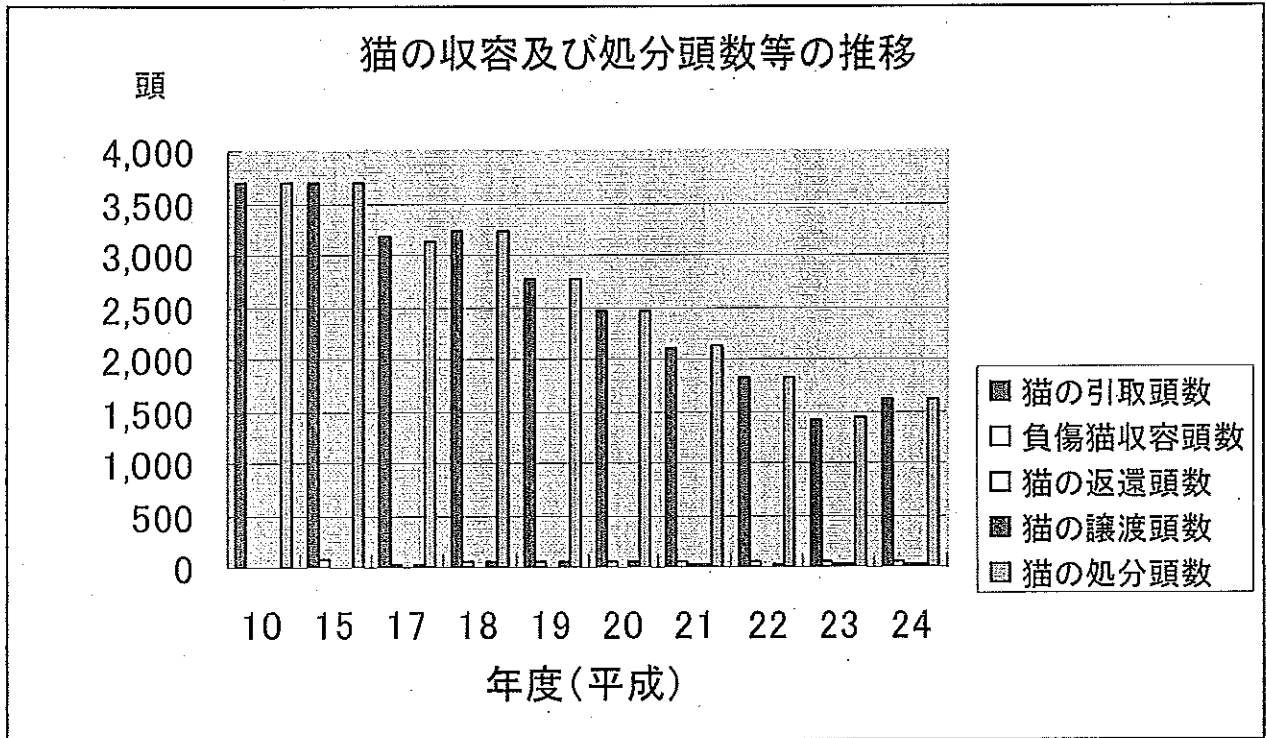
(図5)



(表7) 猫の収容及び処分頭数の推移

年度(平成)	19	20	21	22	23	24
猫の引取頭数	2,767	2,457	2,110	1,817	1,404	1,613
負傷猫収容頭数	59	61	50	44	59	47
猫の返還頭数	12	8	20	12	19	17
猫の譲渡頭数	42	43	17	28	17	16
猫の処分頭数	2,772	2,467	2,123	1,821	1,427	1,627

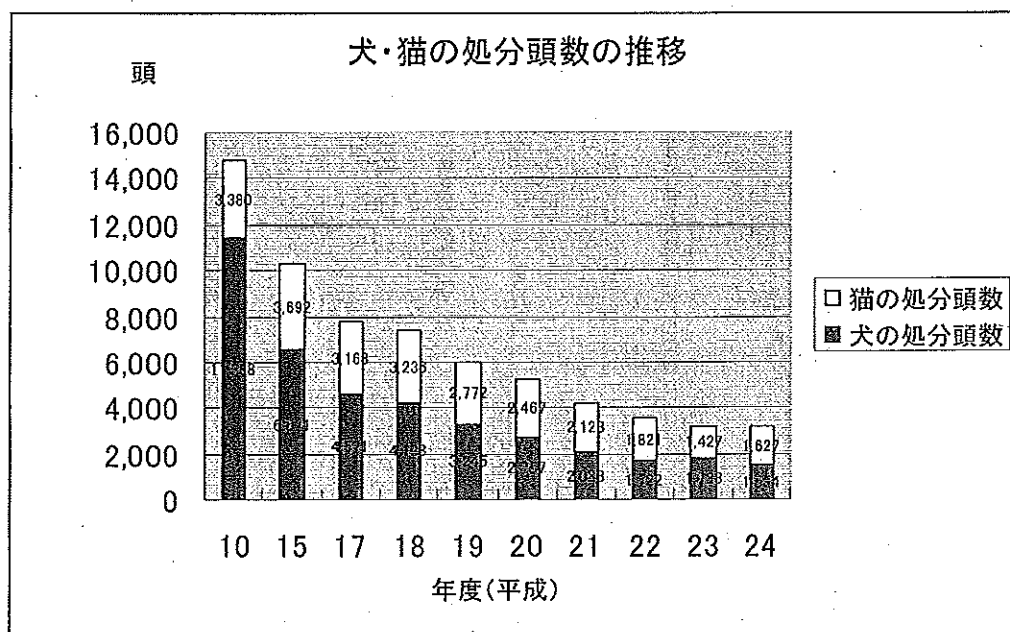
(図6)



(表8)

年度(平成)	19	20	21	22	23	24
犬の処分頭数	3,245	2,757	2,088	1,722	1,788	1,534
猫の処分頭数	2,772	2,467	2,123	1,821	1,427	1,627
処分頭数総数	6,017	5,224	4,211	3,543	3,215	3,161

(図7)



## 5 学校における望ましい動物飼育の推進

### 目標

関係団体と協力し、学校における望ましい動物飼育の推進により、子供と動物とのよりよい関係作りを目指します。

### これまでの取組み

平成16年度から、県、県教育委員会、徳島県獣医師会の三者で、学校飼育動物ネットワーク事業を立ち上げ、例年10校程度を指定校に指定し、獣医師の学校訪問による、動物愛護や学校飼育動物の適正な飼養管理、動物とのふれあいなどに関する正しい知識の付与に係る支援を行っています。

また、動物愛護管理センターにおいては、ふれあい移動教室として、幼稚園、小学校及び地域自治会等へ犬や猫とともに訪問し、ふれあいを通じた啓発事業を実施しています。

### 課題

動物を飼育する学校は年々減少傾向にあり、子供が動物の生態や習性を学びふれあう機会が少なくなっていることから、学校における学校飼育動物への理解と受け入れ体制の整備が必要です。

また、学校で飼育される動物への支援継続と飼育機会を増やす積極的な働きかけが

必要です。

#### 今後の取組み

- ①教育委員会と連携し、動物愛護管理センターにおける学校関係者の研修や子供を対象とした職場体験、施設見学等の受入れを促進します。
- ②獣医師会の協力のもと、学校飼育動物の適正管理を図ります。
- ③学校でのふれあい教室の開催や動物愛護啓発事業の実施及び啓発資料の活用により、子供たちの動物愛護への意識高揚を図ります。

## 6 動物取扱事業者等に対する啓蒙啓発の推進

### (1) 動物取扱業者の適正化

#### 目標

動物取扱業者が、その責務を自覚し、事業活動をとおして飼い主に対する適切な知識の提供など「人と動物がともに暮らせるうるおいと喜びのある地域づくり」の担い手を育成します。

#### これまでの取組み

動物取扱業者については、平成 19 年度以降、新規登録又は登録更新の際、動物愛護監視員による立入調査を行っています。

平成 22 年度の動物取扱業登録取消処分事例を受け、飼養・保管規模に応じて定期的な監視を行うこととしました。

また、毎年、動物愛護法に規定される「動物取扱責任者研修」において、事業者の知識の習得と法の遵守を図っています。

平成 24 年度の動物愛護法の改正により、動物取扱業者への規制が強化されたことを受け、行政の今後更なる監視指導の強化が求められています。

(表 9)

平成 25 年 3 月末現在

第一種動物取扱業登録件数	販売業	保管業	貸出業	訓練業	展示業
292	157	108	0	16	11

#### 課題

優良な動物取扱業者の育成策を検討し、業界全体の資質の向上を図ることが重要です。また、動物取扱業者に対する効率的な監視指導が必要です。

#### 今後の取組み

- ①模範となる動物取扱業者を表彰するなどし、業界の資質向上を図るとともに、県民への周知により、動物購入者の意識の向上を図ります。



- ②動物取扱責任者研修を活用し、動物取扱業者に、資質向上のための機会を提供します。
- ③動物取扱業者の規模、苦情頻度に応じて、動物愛護監視員による、効率的かつ効果的な監視を継続します。
- ④動物販売業者に対し、販売時の購入者への説明責任の徹底を行います。
- ⑤動物取扱業者の協力により、販売動物へのマイクロチップ装着の普及を図ります。
- ⑥県民の意識向上のため、狂犬病予防法に基づく犬の登録と狂犬病予防注射の実施について、動物取扱業者の率先した取り組みを推進します。

## (2) 実験動物及び産業動物の取扱いの推進

### 目標

実験動物をできる限り無くし、動物の取扱いにあたっては、動物福祉に配慮した取り組みを確立します。

### これまでの取り組み

実験動物の飼養等については、環境省「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」、産業動物については、環境省「産業動物の飼養及び保管に関する基準」を関係機関へ周知してきました。

### 課題

産業動物の性格に応じた、動物の愛護及び管理の必要性に関する普及啓発の推進が必要です。

### 今後の取り組み

実験動物及び産業動物については、関係機関との協力のもと、基準の周知により動物福祉への配慮を促進します。

## 7 災害時における動物の救護

### 目標

災害発生時に、速やかに動物が保護・救護される人と動物に優しい社会を構築します。また、危険な動物などの逸走の防止など安全の確保に努め、安全・安心の確保を図ります。

### これまでの取り組み

県の地域防災計画に、動物救済対策について盛り込むとともに、獣医師会、動物愛護団体等の協力を求め被災動物の保護や治療にあたることとしています。

平成 23 年度から、動物救済に係る支援協定等による各団体等との連携、協力体制の整備を行いました。

また、平成 24 年度に、「災害時ペット対策ガイドライン」を策定し、具体的な対策や連携について、市町村及び県民への周知に努めているところです。

しかしながら、ほとんどの市町村の地域防災計画では、愛護動物の取扱いに関する記載がなく、検討が行われていないのが現状です。

平成 25 年に示された環境省ガイドラインに基づく同行避難のためには、避難所での受け入れ態勢の整備と、飼い主の日ごろからの準備が不可欠です。

## 課題

- ①市町村防災計画において、愛護動物の取扱い等に関する位置づけを明確化し、飼い主責任を基本とした同行避難及び避難時の動物の飼養管理並びに教護対策を、関係団体と連携し、訓練しておくことが必要です。
- ②各避難所におけるペットの受入れについて、実情に応じ検討しておくことが必要です。
- ③迷子動物や避難所に連れて行くことができない動物の一時預かりや里親制度など関係団体及びボランティアとの連携や人材確保が課題となっています。

## 今後の取組み

- ①災害時のペット対策について、県地域防災計画及び県ガイドラインに基づき、市町村へ協力を求め、市町村防災計画への位置づけを図ります。
- ②地域防災訓練等におけるペットとの同行避難訓練の実施により、避難所での受け入れ体制の検討を図り、同行避難を推進します。
- ③動物愛護推進員、災害時の動物救護ボランティアの人材確保と育成に努めます。
- ④イベントや啓発パネル展の開催により、飼い主への効果的な啓発を行います。
- ⑤人に危害を加えるおそれが高い危険な動物については、その所有者又は管理者に対し、災害時の逸走防止を指導するとともに、警察、市町村等との連携により安全確保に努めます。

## 8 人と動物の共通感染症に関する普及啓発

### 目標

人と動物の共通感染症に対する正しい知識の普及啓発により、人と動物の健康が相互に確保され、人と動物が共存できる社会を構築します。  
また、人と動物の共通感染症の発生動向が適切に把握できる環境を築き、感染症の蔓延防止を図ります。

### これまでの取組み

県は、平成16年8月20日に徳島県動物由来感染症対策検討会を設置し、(厚生労働省では人と動物の共通感染症を人の感染症対策の立場から「動物由来感染症」と呼んでいます。)

- ① 医療、獣医療関係者及び地域住民に対し、動物由来感染症に係る正しい知識の普及啓発
- ② 動物由来感染症の情報収集、分析、提供体制の整備
- ③ 新たな動物由来感染症に対する緊急調査体制の強化
- ④ 医療、獣医療及び行政担当部局との連携強化

等について検討を行い、平成18年12月に「徳島県狂犬病発生時の対応マニュアル」を策定しました。

動物愛護管理センターに収容された犬猫を中心とした、動物由来感染症に係るモニタリング調査を行うなど取組みを進めています。

さらに、動物由来感染症に対する自治体・医師会・獣医師会その他関係機関の連携を図るため、各総合県民局等を中心とした管内動物由来感染症対策連絡会議等を設け、関係機関の速やかな連携体制整備に努めています。

## 課題

- ①人と動物の適切な関わり方と、感染症に対する正しい知識の普及啓発が求められています。
- ②人と動物の共通感染症の発生動向を適切に把握し、まん延防止のため速やかな対応をとるために、動物由来感染症対策検討会を中心とした、医療、獣医療、動物取扱業者、行政各担当部局等との情報共有と連携の強化が必要です。
- ③動物由来感染症に関する動物の検査、診断体制の更なる整備が必要です。

## 今後の取組み

- ①県ホームページ等の活用により、医療、獣医療等関係者への情報提供と、県民への正しい知識の普及啓発を図ります。
- ②徳島県動物由来感染症検討会を中心に次の取組みを進めます。
  - ・ 医療、獣医療関係者及び地域住民に対し、動物由来感染症に係る正しい知識の普及啓発
  - ・ 動物由来感染症の情報収集、分析、提供体制の整備
  - ・ 新たな動物由来感染症に対する緊急調査体制の強化
  - ・ 医療、獣医療及び行政担当部局との連携強化
- ③感染症に関する動物の検査、診断体制の整備について、動物愛護管理センター、食肉衛生検査所、保健製薬環境センター、家畜保健衛生所等の検査機関間での連携を図るとともに、国立感染症研究所、専門家等の協力を得て、検査・診断技術の習得に努めます。

## 第5 点検及び見直し

徳島県動物愛護推進協議会において、本計画の達成状況を定期的に分析・評価を行い、その結果を踏まえ社会情勢の変化等にも適切に対応できるよう、5年を目途に計画の見直しを行います。

